

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公開番号】特開2011-67541(P2011-67541A)

【公開日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-014

【出願番号】特願2009-223137(P2009-223137)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

[1] 本発明に係るパチンコ機は、遊技球を流下させる遊技領域を有する遊技盤と、この遊技盤の盤面に略平行な面内で回転可能な回転板を有し、この回転板を動作させて遊技を演出するパチンコ機において、前記回転板が回転可能に収容されて前記遊技盤の背面側に取り付けられたケースと、前記回転板の回転中心よりも下側に位置する前記ケースの個所に設けられ、前記回転板の回転をガイドする下ガイド部と、前記回転中心よりも上側に位置する前記ケースの個所に設けられ、前記回転板の回転をガイドする上ガイド部と、前記回転板の回転の限界角度を規定するストップ構造とを備え、前記回転板は、前記下ガイド部にガイドされる円弧状の第1被ガイド部と、この第1被ガイド部よりも小径に形成されて前記上ガイド部にガイドされる円弧状の第2被ガイド部と、前記第1、第2被ガイド部間に形成された段差部とを有し、前記ストップ構造は、前記回転中心よりも上側においてその回転中心から前記第1被ガイド部の半径と同じ距離までの範囲内に位置する前記ケースの個所に設けられたストップ部と、前記段差部とを備え、前記段差部が前記ストップ部に当接することにより前記限界角度を超える前記回転板の回転が阻止されることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を流下させる遊技領域を有する遊技盤と、この遊技盤の盤面に略平行な面内で回転可能な回転板を有し、この回転板を動作させて遊技を演出するパチンコ機において、前記回転板が回転可能に収容されて前記遊技盤の背面側に取り付けられたケースと、

前記回転板の回転中心よりも下側に位置する前記ケースの個所に設けられ、前記回転板の回転をガイドする下ガイド部と、

前記回転中心よりも上側に位置する前記ケースの個所に設けられ、前記回転板の回転をガイドする上ガイド部と、

前記回転板の回転の限界角度を規定するストップ構造とを備え、

前記回転板は、前記下ガイド部にガイドされる円弧状の第1被ガイド部と、この第1被ガイド部よりも小径に形成されて前記上ガイド部にガイドされる円弧状の第2被ガイド部と、前記第1，第2被ガイド部間に形成された段差部とを有し、

前記ストップ構造は、前記回転中心よりも上側においてその回転中心から前記第1被ガイド部の半径と同じ距離までの範囲内に位置する前記ケースの個所に設けられたストップ部と、前記段差部とを備え、前記段差部が前記ストップ部に当接することにより前記限界角度を超える前記回転板の回転が阻止されることを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

請求項1に記載のパチンコ機において、

遊技演出のための表示を行う表示部をさらに備え、

前記遊技盤の背面側に前記ケースが配され、このケースの背面側に前記表示部が配され、前記遊技盤には前記表示部の目視を可能にする窓が形成され、前記ケースおよび前記回転板には前記表示部の目視を可能にする透孔が形成されたことを特徴とするパチンコ機。

【請求項3】

請求項2に記載のパチンコ機において、

前記ケースは前記遊技盤の盤面と略平行な方向に広がった背板部と、この背板部から前記遊技盤の方向に突出して形成された壁部を有し、

前記ストップ部は、前記壁部よりも前記ケースの内方に位置し前記背板部から前記遊技盤の方向に突出して形成された基台部と、前記回転板の回転を阻止する際の前記段差部との当接部位であって前記基台部から前記遊技盤の方向に突出して設けられた本体部とを有し、

前記基台部は前記ケースの内方側の前記壁部の面に結合するよう前記壁部と一体に形成され、

前記ストップ部の近傍に位置する前記壁部を前記遊技盤に嵌合させる嵌合構造が設けられたことを特徴とするパチンコ機。